

別表1 (第6の4関係)

補助対象経費

経費科目	補助対象経費	補助対象としない経費等
賃金	商品やサービスの開発、販売に伴い新たに発生する業務に対応するため、業務に直接従事した者に対して支払う実働に応じた対価（補助の上限800万円）	事業実施に直接関係ない業務
報償費	商品やサービスの開発、販売のため、コンサルタント等の専門的な知識・技術及び技能を有した者から指導を受ける場合の謝礼金。 （業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき単価を設定すること。妥当な根拠として東京都の外部講師謝礼金支払い基準（昭和46年4月1日付東京職研第153号）も参考にすること）	・菓子折や商品券など物品や金券による謝礼 ・仲介業者が関与し、経費内訳が明確でないもの
消耗品費	・単価が10万円未満の以下の物品若しくは耐用年数1年未満の物品 ・商品やサービスの開発及び販売に必要な資材、器具、原材料等 ・PRイベント開催や出展の際に必要な機材、消耗品等	・単価が税込み10万円以上の物品 ・汎用性の高いもの（パソコン、プリンター、携帯電話、コピー機等）
通信運搬費	商品やサービスの開発及び販売に係る資材、原料、試作品、サンプル等の運搬費	電話、FAX、インターネットの通信費（サーバーの管理・運営費も含む）
広告料	・開発した商品やサービスのPR及び販路開拓のため行う新聞、雑誌、WEB等への広告掲載経費 ・パンフレットやチラシ等の製作経費	・クリアホルダー、カレンダー、手帳等のグッズ、記念品等の作成費用
委託料	・自社内で直接実施することができない商品開発の一部を外部の事業者へ依頼する委託料 ・市場調査を行うための委託料 ・商標等の産業財産権の出願を弁理士に委託するときの委託料 ・商品パッケージ、パンフレット、チラシ等のデザイン委託料 ・WEBサイト作成の委託料 ・PRイベントの設営装飾等の委	

	託料	
利用料及び賃借料	<ul style="list-style-type: none"> ・商品やサービスを開発及び販売するために必要な機材、設備等の借上料 ・産業財産権の出願・導入費用 ・PRイベントの開催や展示会、商談会への参加のための会場借上料、出展料、機材借上料等 ・事業実施に必要な会議室の借上料 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体の事務所賃借料
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・光熱水費、備品費（単価が税込10万円以上の物品）、施設整備に要する費用、消費税、印紙税、振込手数料、代引き手数料、キャンセル料

注1 次の取組は補助対象としない

- (1) 国、東京都、他の地方自治体を実施する同種の補助金の対象となっている取組
- (2) 事業実施主体が自費又は他の補助により実施中の事業を本事業に切り替えるもの
- (3) 公序良俗に反する取組

注2 本事業の実施に必要な経費であっても、次の経費は補助対象としない

- (1) 経常的な取組に係る経費
- (2) 事業実施主体の維持管理経費
- (3) 支払い時にポイントカードを使用したもの
- (4) 支払い時にクレジットカードを使用したもの
- (5) 親会社、子会社、グループ企業等関連会社へ支払われた経費
- (6) 本表に記載のない経費